



令和4年度久留米市介護給付等データ分析及び保険者支援業務

在宅生活改善調査報告書



令和5年3月

久留米市

～ 目 次 ～

第1章 調査の概要	1
第1節 調査の概要	3
1 調査目的.....	3
2 調査対象.....	3
3 調査期間.....	3
4 調査方法.....	3
5 配布・回収状況.....	3
6 調査分析結果利用上の注意	3
第2章 調査結果の総括	5
第1節 調査結果の総括	7
1 本調査のポイント	7
2 居所変更の実態.....	7
3 居所変更の理由.....	7
4 生活の維持・改善に必要な支援・サービスについて.....	8
5 考察.....	8
第3章 調査結果.....	9
第1節 居所変更の状況について.....	11
1 過去1年間に自宅等から居場所を変更した利用者の行先別の人数	11
2 過去1年間の居所変更と自宅等における死亡の割合.....	12
3 過去1年間に自宅等から居場所を変更した利用者の要介護度の内訳.....	12
4 現在、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者	13
5 現在、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者の属性	14
6 生活の維持が難しくなっている理由（本人の状態に属する理由、複数回答） .	15
7 生活の維持が難しくなっている理由（本人の意向に属する理由、複数回答） .	16
8 生活の維持が難しくなっている理由（家族等介護者の意向・負担等に属する理由、複数回答）	17
9 「必要な身体介護の増大」が理由の人の具体的な内容（複数回答）	18
10 「認知症の症状の悪化」が理由の人の具体的な内容（複数回答）	19
11 「医療的ケア・医療処置の必要性の高まり」が理由の人の具体的な内容（複数回答）	20
12 「生活の維持が難しくなっている方」の生活改善に必要なサービス変更	21
13 「その他施設等の待機者」と「在宅サービス待機者」の生活の改善に必要なサービス（複数回答） .	22
14 特養に入所できていない理由（改善に必要なサービスで、特養を選択した人）	23
15 特養以外の住まい・施設等に入所・入居できていない理由（改善に必要なサービスで、特養以外の施設・住まい等を選択した人）	24

第 1 章 調査の概要

第1節 調査の概要

1 調査目的

令和6年度から令和8年度を実施期間とする「久留米市第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」策定の基礎資料とすることを目的として、市内の居宅介護支援事業所に対し、在宅生活者の生活・介護の実態についてアンケート調査を実施しました。

2 調査対象

久留米市内の居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）

3 調査期間

令和5年1月5日から令和5年1月27日まで（令和4年10月1日時点）

4 調査方法

郵送による配布・回収

5 配布・回収状況

対象	配布数	回答数	回答率
居宅介護支援事業所	159	98	61.6%

6 調査分析結果利用上の注意

- 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

第2章 調査結果の総括

第1節 調査結果の総括

1 本調査のポイント

本調査は、現在、自宅等（サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム以外の自宅（以下同じ。））にお住まいの方で、「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている方」の、①人数、②生活の維持が難しくなっている理由、③生活の改善のために必要な支援・サービス等を把握し、住み慣れた地域での生活を支えるために必要な支援やサービス等を検討するものです。

2 居所変更の実態

過去1年の間に「自宅等から居場所を変更した方」は67.5%、「自宅等で死亡した方」は32.5%となっています。

この結果を基に、回収率を乗じて粗い推計を行うと、本市全体で1年間に1,131人が居所変更を行い、自宅で死亡する方が545人いると考えられます。

自宅等から居所を変更した方（住み慣れた住まいで暮らすことができなくなった方の行き先）は、「特別養護老人ホーム」が134人（19.2%）、「住宅型有料老人ホーム」が128人（18.4%）、「介護老人保健施設」が76人（10.9%）などとなっています。

3 居所変更の理由

調査時点で、自宅等で生活の維持が難しくなっている人は、全体の9.3%で、粗い推計では市内に850人いると考えられます。そのうち、独居や夫婦のみの世帯で要介護2以下の方が4割弱を占めています。

生活の維持が難しくなっている理由については、「認知症の症状の悪化（51.1%）」、「必要な身体介護の増大（50.0%）」、「必要な生活支援の発生・増大（38.1%）」といった本人の状態についての理由のほか、家族等介護者の意向に属する理由として、「介護者の負担の増加（52.0%）」が突出して多くなっています。

必要な身体介護の増大について詳細をみると、「入浴」、「移乗・移動」、「排泄（日中）」、「排泄（夜間）」について、5割以上の人が当てはまるとしています。また、認知症の症状の悪化の具体的な内容は、「家事に支障がある」、「一人での外出が困難」、「薬の飲み忘れ」、「金銭管理が困難」の4項目がそれぞれ5割以上となっています。

4 生活の維持・改善に必要な支援・サービスについて

生活改善に必要な支援・サービスのうち、より適切な住まい・施設等が必要な方が215人、うち特養でのみ対応可能な方が37人（7.7%）、さらに緊急性の高い方が8人（1.7%）となっています。特養でなくとも、その他施設でも対応可能な方が178人（36.9%）、うち緊急性の高い方が44人（20.4%）となっています。

より適切な在宅サービスが必要な方では、ショートステイ86人（36.9%）、小規模多機能が69人（29.6%）、定期巡回サービスが60人（25.8%）、通所介護・通所リハ・認知デイが58人（24.9%）となっています。

5 考察

在宅での生活が難しくなっている方の理由を見ると、必要な身体介護の増大や認知症への対応などが多く、介護者の負担量の増大に対する不安なども見られます。在宅でも安心して暮らせる介護サービスの周知、適切な利用の促進が求められていることが分かります。

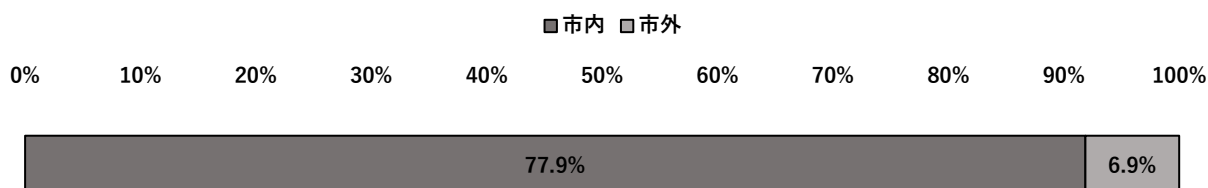
住み慣れた場所での生活を続けるためには、認知症予防や早期発見、適切なケアなどとともに、適切なケアマネジメントによるサービスの検討、提供などにより身体介護の負担を減らし、介護者の不安や負担の軽減を図ることが重要だと考えられます。

第3章 調査結果

第1節 居所変更の状況について

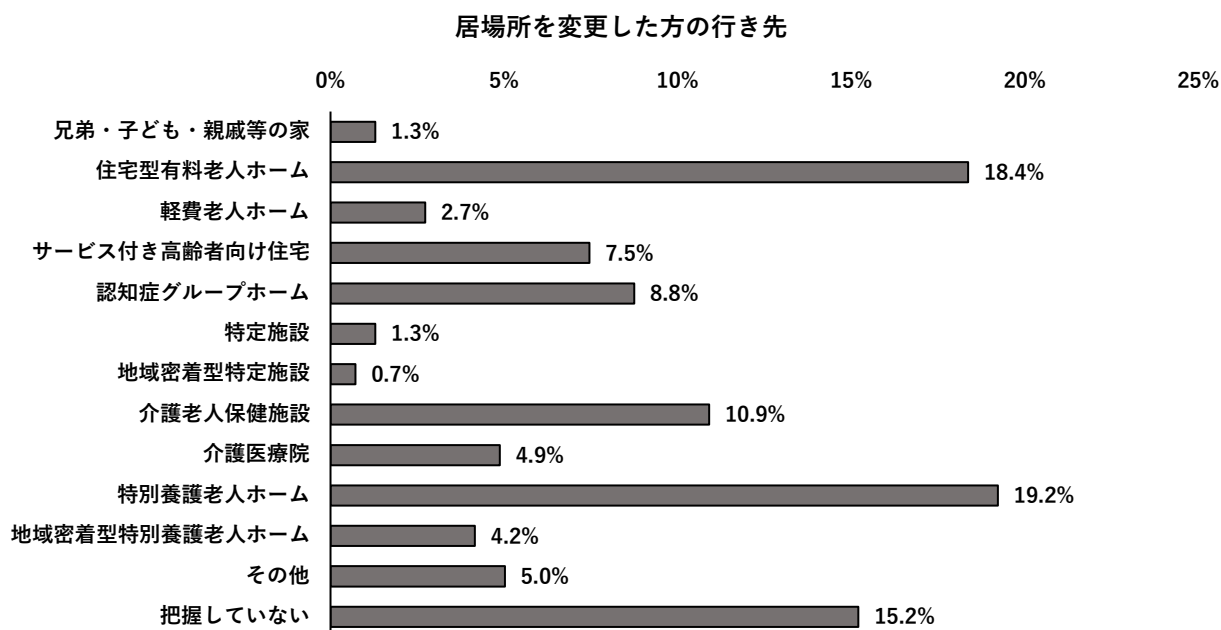
1 過去1年間に自宅等から居場所を変更した利用者の行先別の人数

自宅から居場所を変更した方の行先では、本市内が77.9%、市外が6.9%となっており、本市内での居所変更が多いことが分かります。



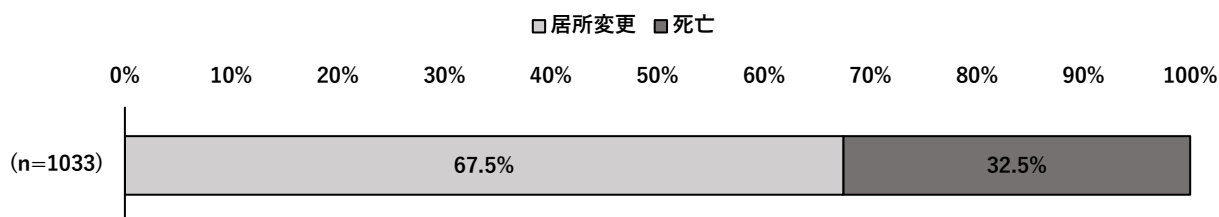
行先をみると、住宅型有料老人ホームが128人(18.4%)、特別養護老人ホームが134人(19.2%)、介護老人保健施設が76人(10.9%)などとなっています。

兄弟、子ども、親戚等の家は、全体の1.3%となっており、ほとんどの方が、居場所の変更が必要な場合は、介護保険の施設・入居系サービスに移っている様子が伺えます。

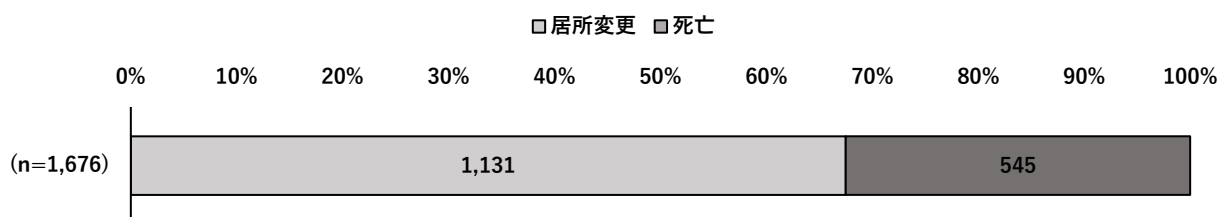


2 過去1年間の居所変更と自宅等における死亡の割合

事業所において、過去1年の間に「自宅等から居場所を変更した方」と「自宅等で死亡した方」を比較すると、居所変更した方が67.5%、自宅で死亡した方が32.5%となっています。



この結果と調査の回収率を基に粗い推計を行うと、本市全体で1年間に1,131人が居所変更を行い、自宅で死亡する方が545人いると考えられます。



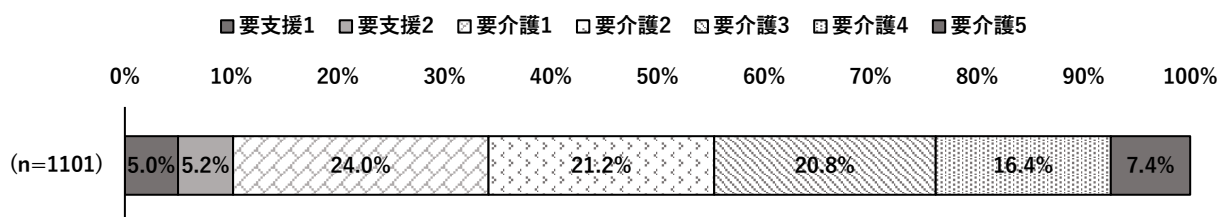
「自宅等」には、サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム・軽費老人ホームを含めていません。

「粗推計」は、居所を変更した利用者数や自宅等で死亡した利用者数に、回収率の逆数を乗じて簡易的に算出しています。

(以下同じ)

3 過去1年間に自宅等から居場所を変更した利用者の要介護度の内訳

居所変更した方の介護度は、要介護1～3がそれぞれ2割ほどを占めており、さらに要介護4が続きます。一方、要支援、要介護5の方は1割に満たない状況となっています。

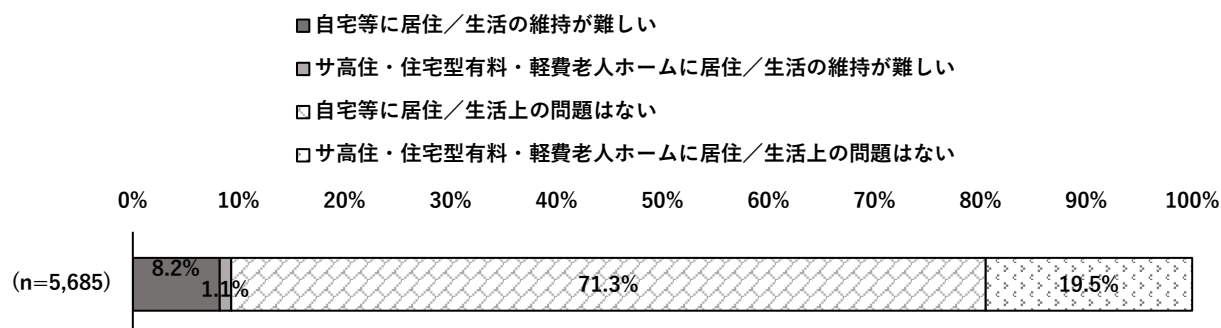


4 現在、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者

在宅での生活の維持が困難になっているとして回答のあった546人の利用者のうち、居住の区分が分かる者は524人でした。これは、本調査に回答した居宅介護支援事業者の利用者5,685人のうち9.3%にあたります。

残りの90.7%は、現在の居住での生活の維持に問題はない、ということになります。

ただし、これはあくまでケアマネジャーの見解であるため、本人・家族の意向や実態は個別に異なると考えられます。



この結果と調査の回収率を基に粗い推計を行うと、本市全体で850の方が、在宅での生活の維持が難しくなっていると考えられます。今後は、これらの方々を在宅で支援する取組みや、居場所の確保が重要となります。

5 現在、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者の属性

在宅での生活の維持が難しくなっている方の属性を人数が多い順に並べたものが、以下の表であり、結果は、人数が多い順に、以下のとおりとなっています。

第1位：独居で、自宅等（持ち家）で、要介護度2以下の方

第2位：独居で、自宅等（借家）で、要介護度2以下の方

第3位：夫婦のみ世帯で、自宅等（借家）で要介護度2以下の方

特徴としては、自宅（持ち家）で要介護度2以下の方が上位となっています。また、全体の59.0%が要介護度2以下の方であることから、在宅での生活の維持が難しくなっている人の約半数以上が、比較的軽度な介護度であることが分かります。

このことから、心身の状態に合わせて適切なケアマネジメントを行い、より適切な在宅サービスの利用につなげることや、介護保険サービスや生活支援サービスにより介助者の負担を軽減するなどの取組みにより、在宅における生活を継続できる可能性があります。

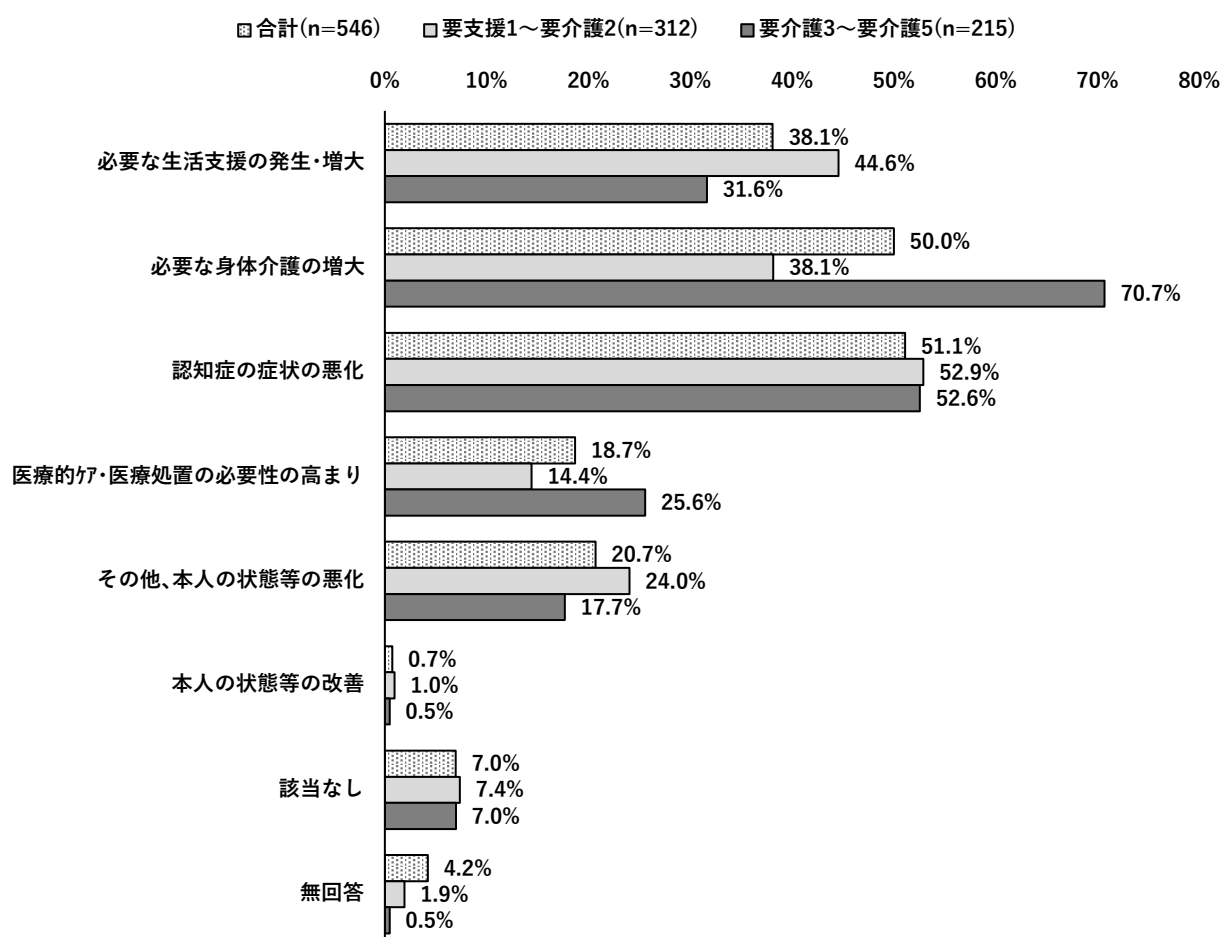
順位	回答数	粗推計	割合	世帯類型				居所			要介護度	
				独居	夫婦のみ世帯	単身の子どもの同居	その他世帯	自宅等（持ち家）	自宅等（借家）	サ高住・住宅型有料・軽費	介2以下	介3以上
1	80人	130人	14.7%	★				★			★	
2	49人	80人	9.0%	★					★		★	
3	47人	76人	8.6%		★			★			★	
4	45人	73人	8.2%				★	★			★	
5	41人	67人	7.5%			★		★				★
6	37人	60人	6.8%		★			★				★
7	36人	58人	6.6%				★	★				★
8	34人	55人	6.2%	★				★				★
9	33人	54人	6.0%			★		★			★	
10	27人	44人	4.9%	★						★	★	
上記以外	117人	189人	21.4%									
合計	546人	886人	100.0%									

6 生活の維持が難しくなっている理由 (本人の状態に属する理由、複数回答)

在宅での生活の維持が難しくなっている方の「本人の状態に属する理由」は、要介護度2以下では、「認知症の症状の悪化」が52.9%で最も高く、「必要な生活支援の発生・増大」が44.6%、「必要な身体介護の増大」が38.1%となっています。

要介護3以上では、「必要な身体介護の増大」が70.7%で最も高く、「認知症の症状の悪化」が52.6%、「必要な生活支援の発生・増大」が31.6%となっています。

全体の理由で最も多いのは、「認知症の症状の悪化」となっており、要介護度を問わず5割を超えています。要介護3以上で突出しているのは、「必要な身体介護の増大」となっています。

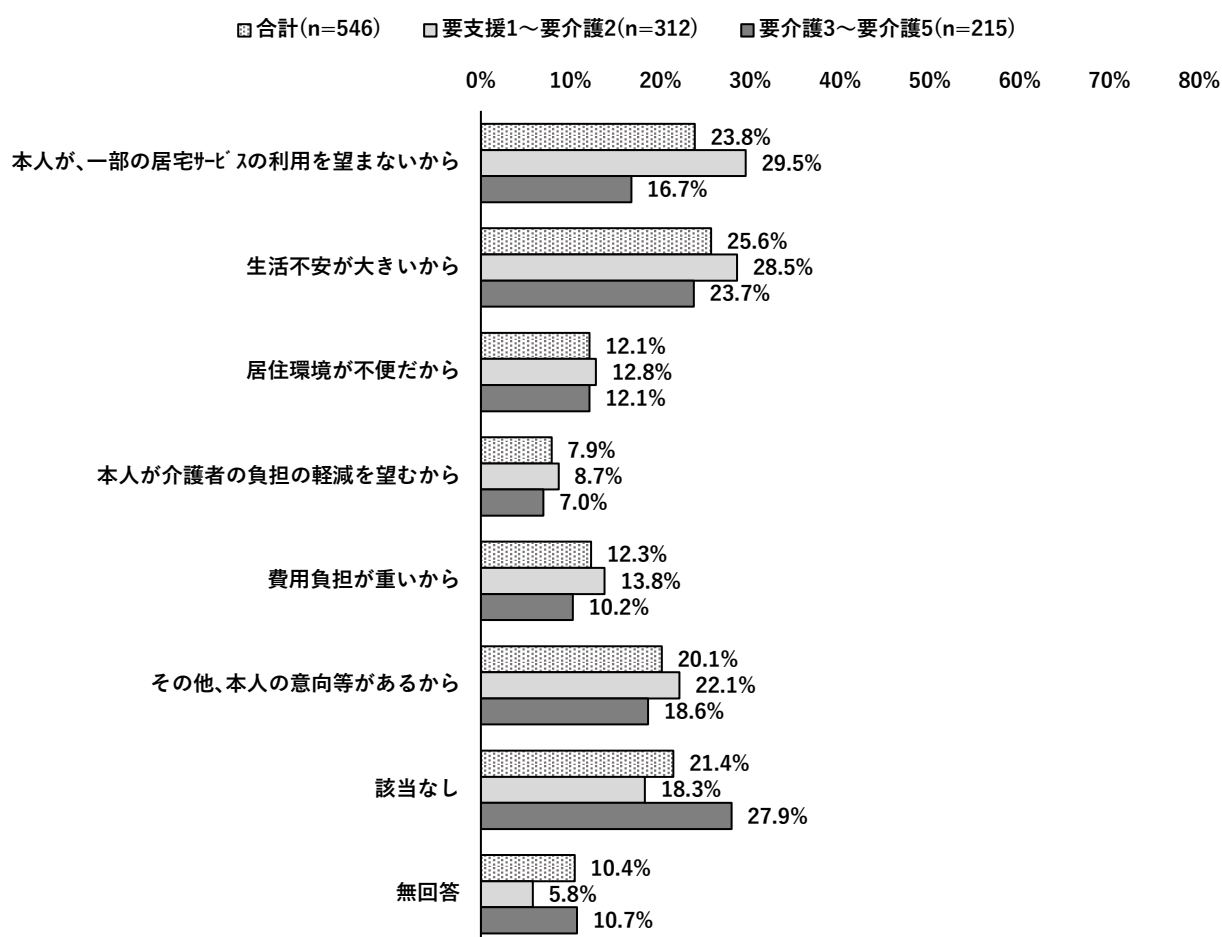


7 生活の維持が難しくなっている理由 (本人の意向に属する理由、複数回答)

在宅での生活の維持が難しくなっている方の「本人の意向に属する理由」は、要介護度2以下では、「本人が、一部の居宅サービスの利用を望まないから」が29.5%で最も高く、「生活不安が大きいから」が28.5%、「その他、本人の意向等があるから」22.1%となっています。

要介護3以上では、「該当なし」が27.9%で最も高く、「生活不安が大きいから」が23.7%、「その他、本人の意向等があるから」18.6%となっています。

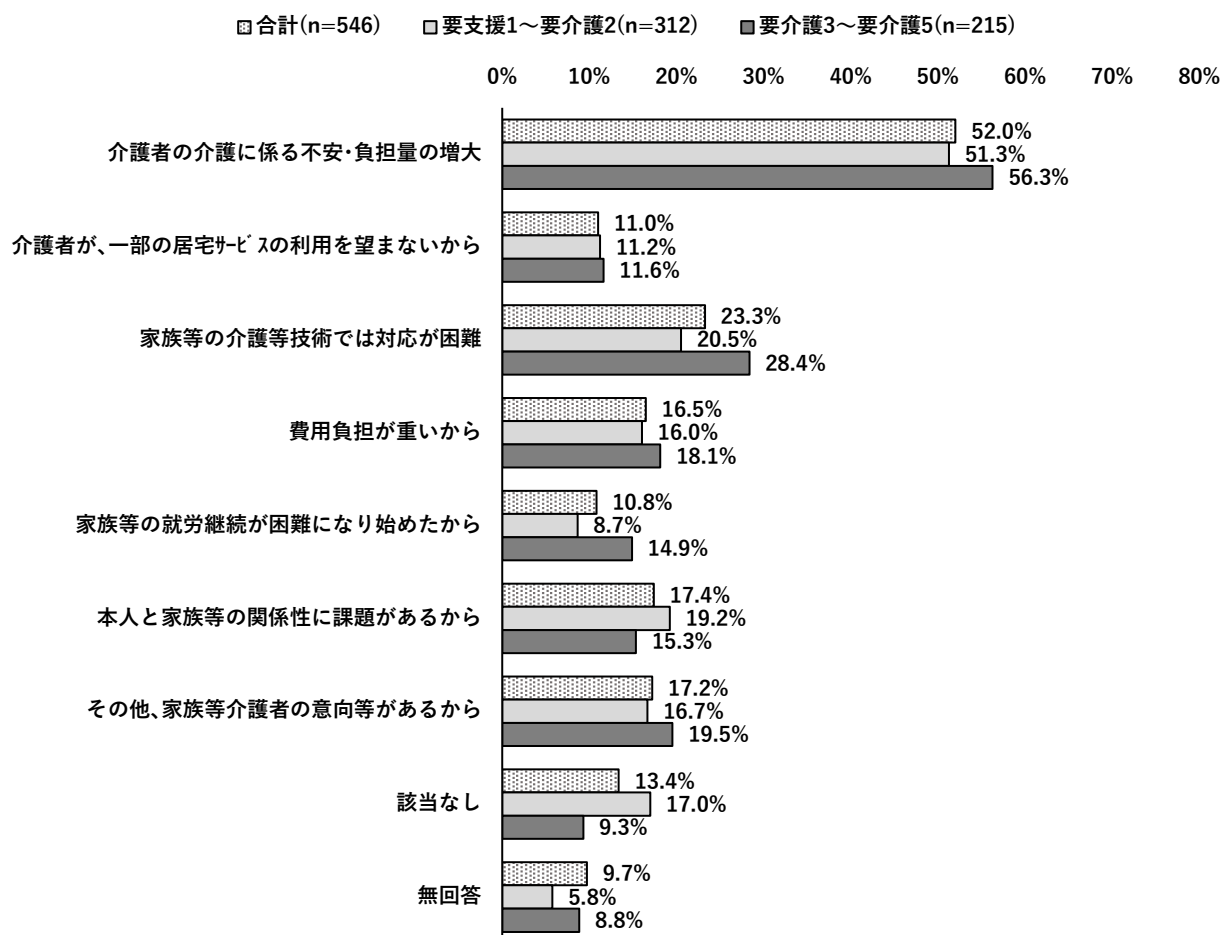
全体的にみると、「生活不安が大きいから」の回答が多く、独居や夫婦のみの世帯が多い状況で、心身の状態が悪化した場合の不安が反映されていると考えられます。



8 生活の維持が難しくなっている理由 (家族等介護者の意向・負担等に属する理由、複数回答)

在宅での生活の維持が難しくなっている方の「家族等介護者の意向・負担等に属する理由」は、要介護度2以下では、「介護者の介護に係る不安・負担量の増大」が51.3%、要介護3以上でも、介護者の介護に係る不安・負担量の増大が56.3%、と他と比較してもかなり高くなっています。

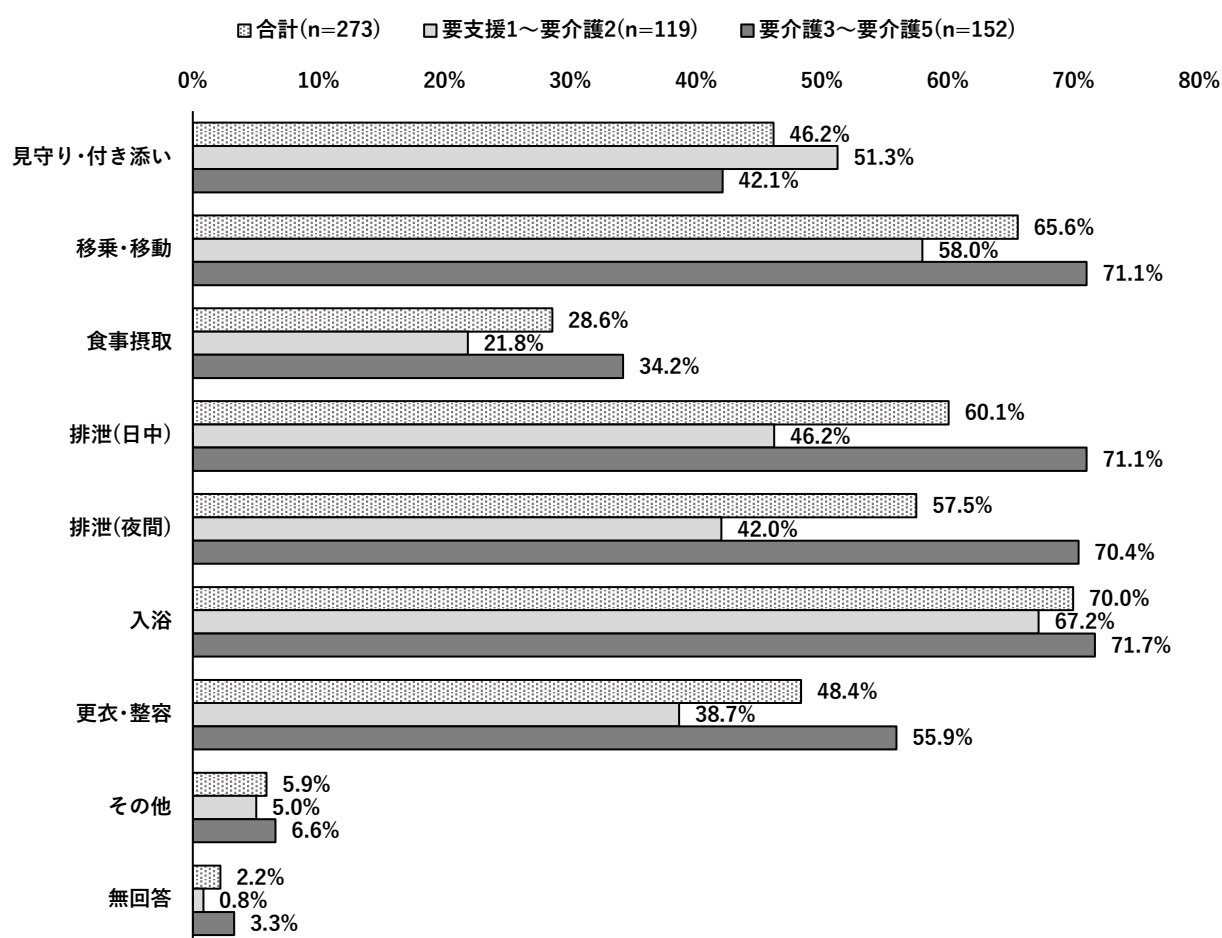
介護サービスを利用しているものの、在宅での介護を続けていくうえで介護に係る不安や負担が妨げになっていることが分かります。



9 「必要な身体介護の増大」が理由の人の具体的な内容（複数回答）

必要な身体介護の具体的な内容は、要介護度2以下では、6割以上方が該当するものとして、「入浴」、さらに5割の方が該当するものとして、「移乗・移動」、「見守り・付き添い」となっています。

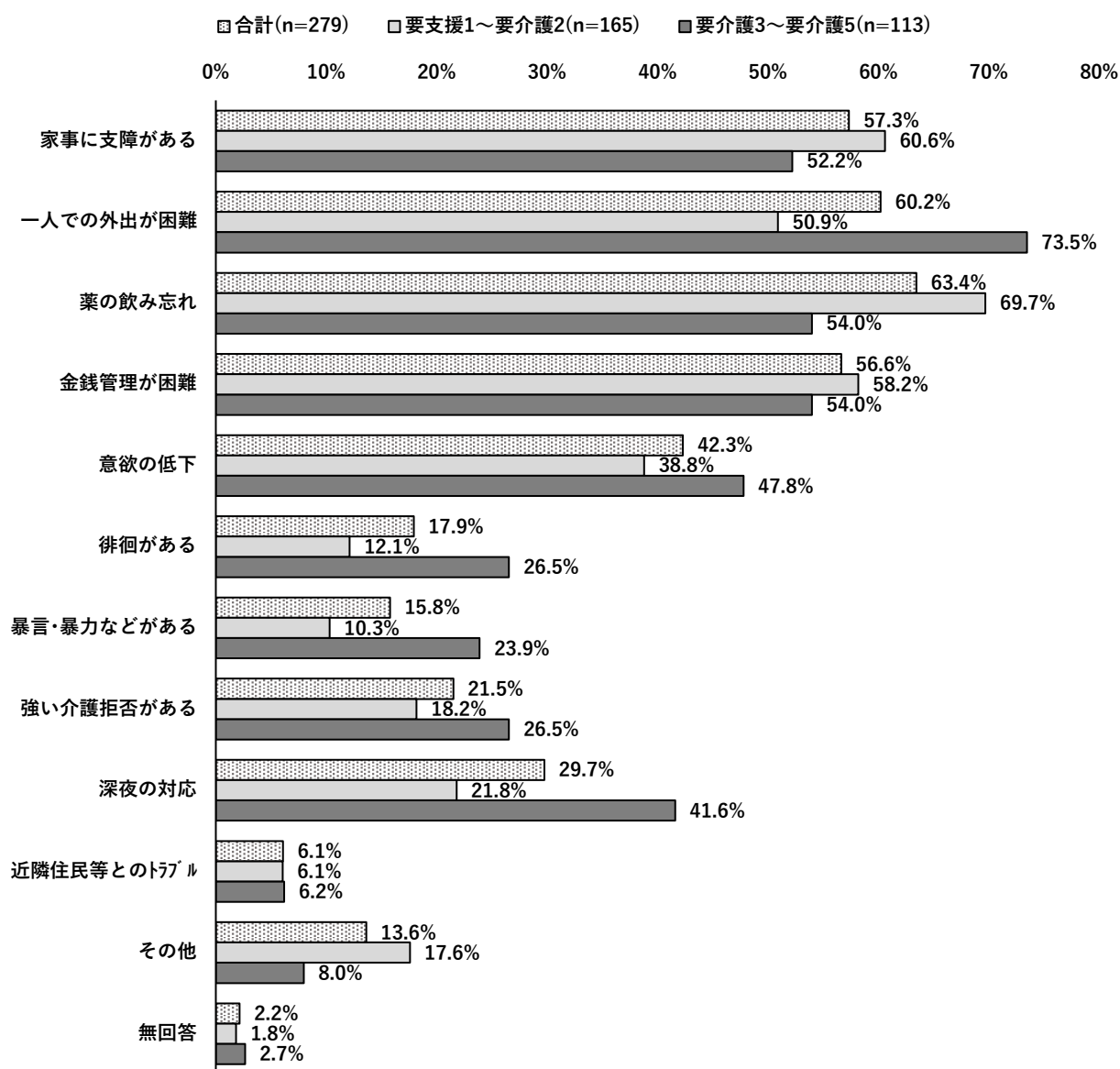
要介護3以上では、7割の方が該当するものとして、以下4項目、「入浴」、「移乗・移動」、「排泄（日中）」、「排泄（夜間）」、さらに5割の方が該当するものとして、「更衣・整容」となっています。



10 「認知症の症状の悪化」が理由の人の具体的な内容（複数回答）

認知症の症状の悪化の具体的な内容は、介護度に関係なく共通して、「家事に支障がある」、「一人での外出が困難」、「薬の飲み忘れ」、「金銭管理が困難」の4項目がそれぞれ5割～7割となっています。

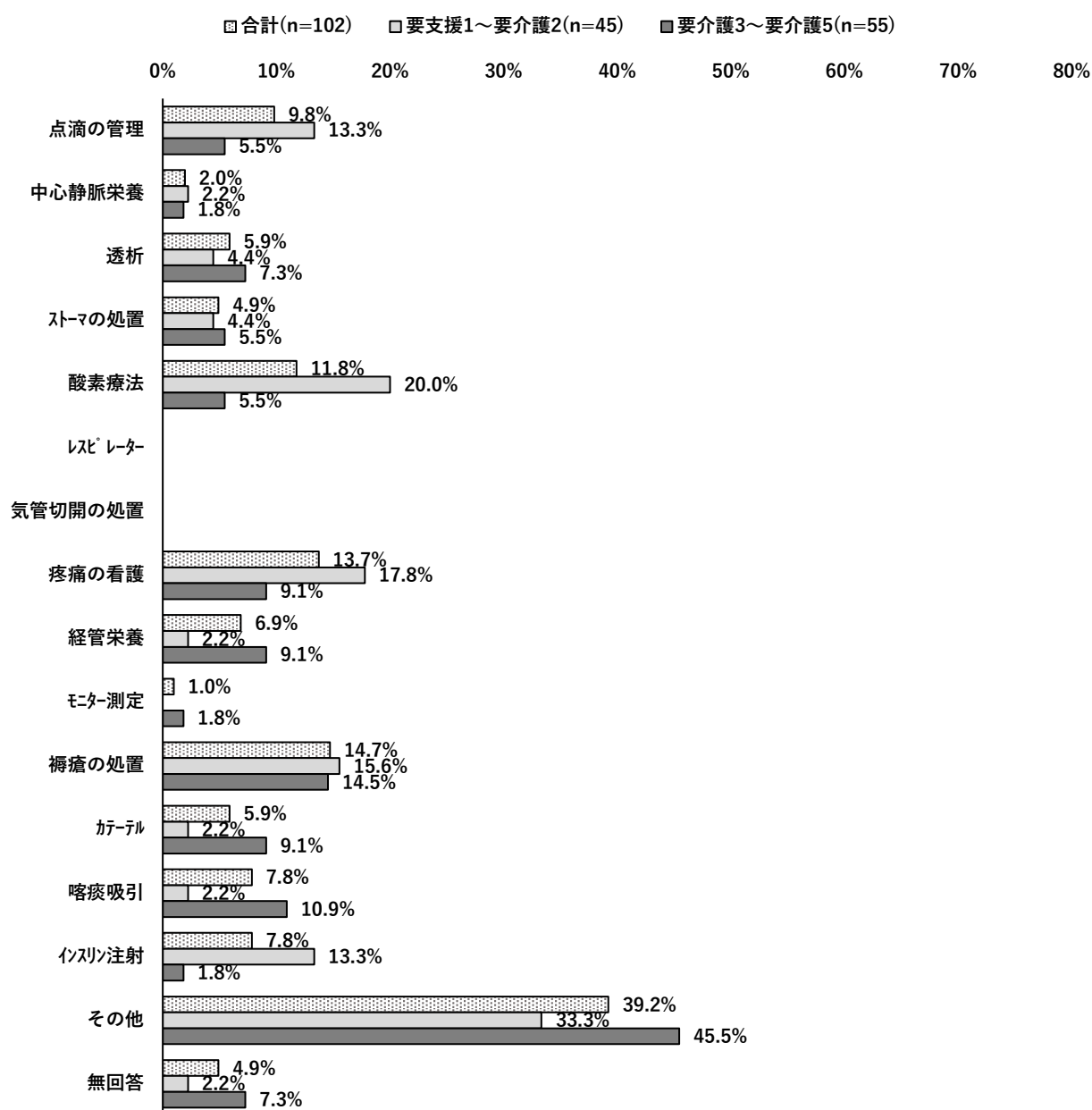
また、要介護3以上となると、それ以外に、「意欲の低下」、「深夜の対応」、「徘徊がある」、「暴言・暴力などがある」、「強い介護拒否がある」などの症状が表れている様子が伺えます。



1.1 「医療的ケア・医療処置の必要性の高まり」が理由の人の具体的な内容（複数回答）

医療的ケア・医療処置の具体的な内容は、要介護度2以下では、酸素療法が20.0%、疼痛の看護が17.8%、褥瘡の処置が15.6%で、要介護3以上では、褥瘡の処置が14.5%、喀痰吸引が10.9%、疼痛の看護とカテーテルが9.1%となっています。

ただし、介護度の違いに関わらず共通して「その他」の割合が最も高いことから、医療的ケア・医療処置には、個別性の高い支援が必要となっている様子が伺えます。

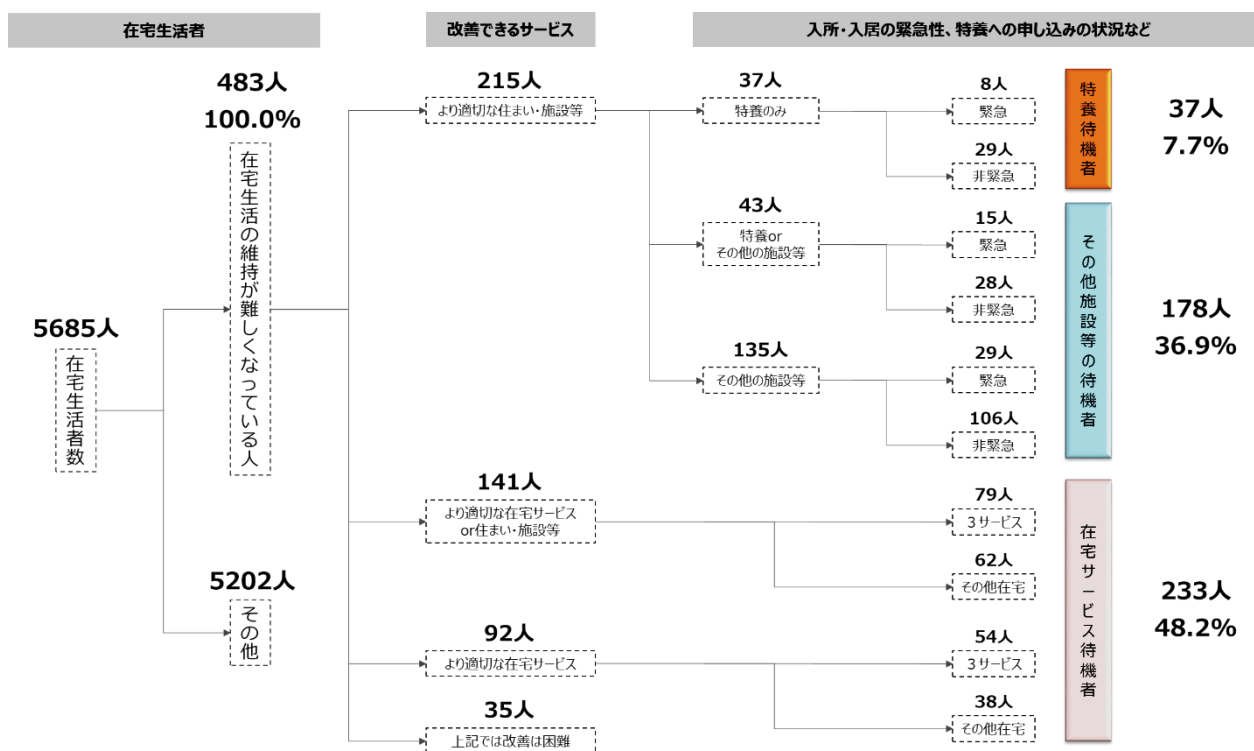


1.2 「生活の維持が難しくなっている方」の生活改善に必要なサービス変更

調査に回答を得た 5,685 人の在宅生活者のうち、生活改善に必要なサービスを検討する設問に有効な回答であった 483 人の回答をみると、改善が困難な方が 35 人 (7.2%) 存在しています。

改善できるサービスがある方のうち、より適切な住まい・施設等が必要な方が 215 人 (44.5%)、うち特養でのみ対応可能な方が 37 人 (7.7%)、さらに緊急性の高い方が 8 人 (1.7%) となっています。特養でなくとも、その他施設でも対応可能な方が 178 人 (36.9%)、うち緊急性の高い方が 44 人 (9.1%) となっています。

また、必ずしも住まい・施設等でなくとも改善できるサービスがある方が 233 人 (48.2%) 存在しており、これらの方々に必要なサービスを提供できる体制の構築が求められています。なお、在宅生活を支える、いわゆる「3サービス」とは、「訪問介護」、「通所介護」、「ショートステイ」のことを指します。



1.3 「その他施設等の待機者」と「在宅サービス待機者」の生活の改善に必要なサービス（複数回答）

前述の改善に必要なサービスのうち、具体的にどのようなサービスが求められているかについては、住まい・施設等を求める方のうち、その他施設等の待機者に必要なサービスは、グループホームが92人（51.7%）、住宅型有料が70人（39.3%）となっています。

在宅サービスを求める方では、ショートステイ86人（36.9%）、小規模多機能が69人（29.6%）、定期巡回サービスが60人（25.8%）、通所介護・通所リハ・認知デイが58人（24.9%）となっています。

在宅サービスの待機者について、生活改善に必要なサービスとして「住まい・施設等」もしくは「在宅サービス」と両方を回答している場合は、代替が可能ととらえることができます。

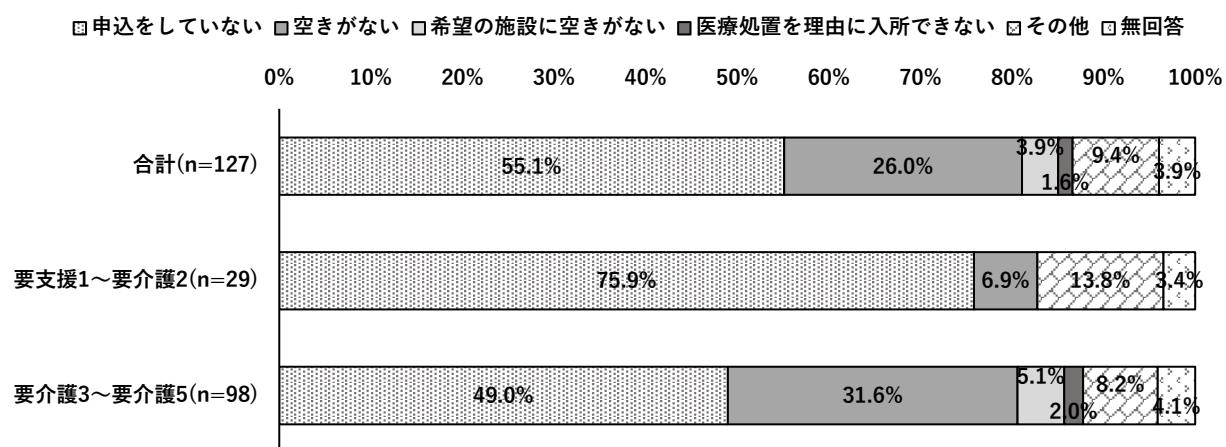
生活の改善に必要なサービス	その他施設等の待機者(178人)		在宅サービス待機者(233人)	
住まい・施設等	住宅型有料	70人 39.3%	住宅型有料	50人 21.5%
	サ高住	44人 24.7%	サ高住	18人 7.7%
	軽費老人ホーム	17人 9.6%	軽費老人ホーム	8人 3.4%
	グループホーム	92人 51.7%	グループホーム	47人 20.2%
	特定施設	23人 12.9%	特定施設	13人 5.6%
	介護老人保健施設	16人 9.0%	介護老人保健施設	16人 6.9%
	療養型・介護医療院	18人 10.1%	療養型・介護医療院	7人 3.0%
	特別養護老人ホーム	43人 24.2%	特別養護老人ホーム	47人 20.2%
在宅サービス	-		ショートステイ	86人 36.9%
	-		訪問介護、訪問入浴	41人 17.6%
	-		夜間対応型訪問介護	11人 4.7%
	-		訪問看護	33人 14.2%
	-		訪問リハ	22人 9.4%
	-		通所介護、通所リハ、 認知症対応型通所	58人 24.9%
	-		定期巡回サービス	60人 25.8%
	-		小規模多機能	69人 29.6%
-		看護小規模多機能	42人 18.0%	

生活の改善に向けて、代替が可能

1.4 特養に入所できていない理由 (改善に必要なサービスで、特養を選択した人)

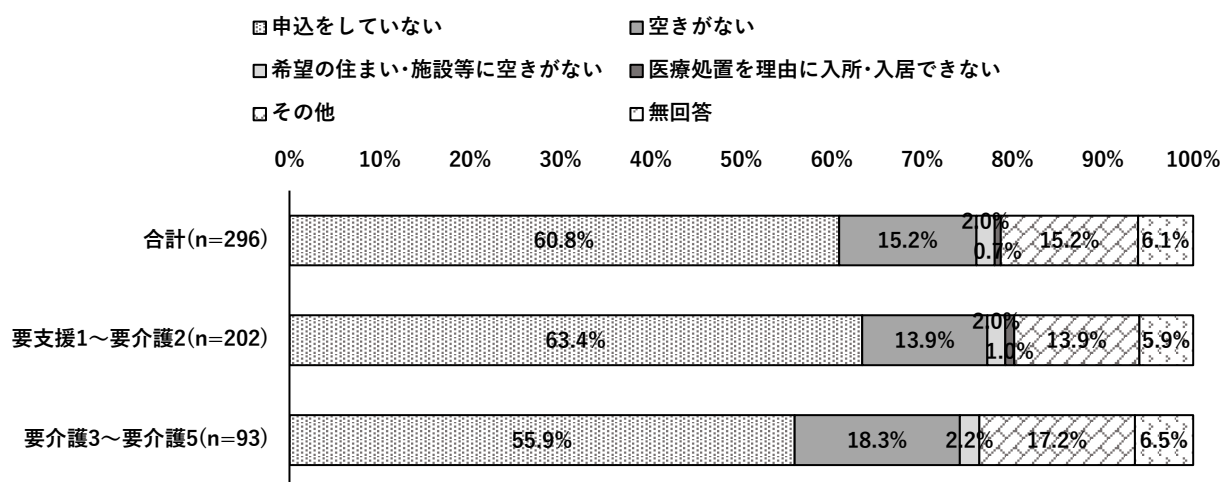
特養に入所できていない理由としては、要介護3以上の方では、「申し込みをしていない」が半数を占めていますが、一方で、空きがないと希望の施設に空きがない方の合計が36.7%となっています。

なお、医療処置を理由に入所できない方が2.0%存在しています。



15 特養以外の住まい・施設等に入所・入居できていない理由 (改善に必要なサービスで、特養以外の施設・住まい等を選択した人)

改善に必要なサービスで、特養以外の施設・住まい等を選択した人の特養以外の住まい・施設等に入所・入居できていない理由としては、要介護3以上の方では、「申し込みをしていない」が半数を占めていますが、一方で、空きがないと希望の施設に空きがない方の合計が20.5%となっています。



令和4年度久留米市介護給付等データ分析及び保険者支援業務

在宅生活改善調査報告書

- 発行 久留米市健康福祉部介護保険課
〒830-8520
福岡県久留米市城南町1-5番地3
TEL 0942-30-9036
FAX 0942-36-6845